

安全計画の策定マニュアル

株式会社チャイルド・フューチャ
ー・アシスト

1. 施設および設備

(1) 施設

1. 子どもが安全に安心して過ごし、体調の悪い時などに静養することができる生活の場として静養スペースと、遊びなどの活動拠点としての機能を備えた専用区画として指導室を設けること。
2. 専用区画の面積は、子ども1人につきおおむね2.47 m²以上を確保すること。
3. 室内のレイアウトや装飾、採光等にも配慮し、子どもが心地よく過ごせるように工夫すること。
4. 子どもの遊びを豊かにするため、屋外遊びを行う場所を確保すること。その際は、学校施設や近隣の児童遊園・公園・児童館などを有効に活用することが出来る。
5. 子どもの遊びおよび生活の場の他に、指導員などが事務作業や更衣ができるスペースなども確保すること。

(2) 設備、備品など

1. 衛生および安全が確保された設備を備え、子どもの所持品を収納するロッカーや子どもの生活に必要な備品、遊びを豊かにするための遊具および図書を備えること。
2. 年齢に応じた遊びや活動ができるように空間や設備、備品などを工夫すること。

2. 衛生管理および安全対策

(1) 衛生管理

1. 手洗いやうがいを励行するなど、日常の衛生管理に努めること。また、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行い、適切に使用すること。

① 日常

- ・子どもが手洗いやうがい、身体・衣服の汚れへの対応などを日常的に行うなど清潔を保つための生活習慣を身につけるように援助し、子どもと共に日常の衛生管理に努める。
- ・日常の衛生管理に向けた取り組みの在り方や感染症や食中毒などの予防と対応などに関する基礎知識を習得したうえで、日々の療育支援にあたる。
- ・衛生管理の観点から施設設備や備品などを定期的に点検する。

② 必要な医薬品その他の医療品の備え

- ・医師の指示により保護者を通じて児童の医薬品を保管する場合は、適切に管理する。
- ・子どもの衛生管理にあたって必要となる医薬品（医薬部外品など）を備える。
- ・急な病気や事故に際しての応急手当のために AED・エピペンなど設置場所と使用方法について確認する。

2. 施設設備や、おやつなどの衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止すること。

① 施設設備の衛生管理

- ・放課後等デイサービスは、子どもが集団生活を営む場であるため、多数の子どもが共に生活する環境が清潔に保たれるように、日頃から手洗い場（蛇口など）、台所設備、おやつ用の食器、トイレ、下駄箱、床、棚、掃除用具、ドアノブ、知育玩具などの衛生管理を行うこととする。
- ・施設設備などの清掃・消毒については、マニュアルやチェックリストなどを活用して、実施点検した結果について記録すること。

② おやつの提供における留意点

- ・おやつの提供は、食中毒や事故の防止のための点検項目を定め、確認しながら行う。また、おやつを提供する指導員などは、手洗いや爪切り、消毒などの衛生管理を徹底する。
- ・子どもがおやつの準備などを指導員と一緒にを行う場合は、子どもも手洗いなどを行い、爪の状態や傷の有無の確認をして衛生管理を徹底すること。その際には、食品の衛生管理と共に、使用する布巾やまな板なども消毒し、乾燥させるなどして食中毒対策をすること。これらの衛生管理上の留意点については、行事として調理などを行う場合も同様とする

3. 感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努めること。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて市町村、保健所などに連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐように努めること。

① 感染症の発生状況について

情報を収集し、予防に努める。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて市町村、保健所などに連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐ。

② 感染症や食中毒などの発生時の対応について

市町村や保健所との連携のもと、あらかじめ事業所としての対応方針を定めておくこと

もに、保護者と共有しておく。

③ 感染症について

市町村、保健所や学校などと連携して、日頃から発生状況についての情報収集を行い、予防に努めること。その際、市町村が作成する感染症対策のマニュアルなどの内容に従って、感染症などが発生した場合の罹患した子どもに対する対応と感染防止に関する対策についてあらかじめ定めて、その内容を保護者にも伝えて理解と協力が得られるようにしておくこと。

④ 感染症が流行している時期の対応

特に衛生的な環境を整えるよう心掛ける。感染症が疑われる子どもを発見した場合には、他の子どもとの接触を断つようにし、保護者に速やかに連絡し、症状に応じて自宅安静や医療機関への受診を勧める。

※症状に緊急性があると判断される場合には、救急車を要請します。嘔吐物や便などは、あらかじめ備えておいた感染症発生時の汚物処理などに対処できる用具や消耗品を用いて迅速に処理し、手指の消毒を徹底すること。また、保健所の指示に従い、施設内の消毒、指導員や子どもの手洗いについて徹底すること。なお、感染症などの発生時の報告については、市町村の定める対処方針に沿って行い、必要に応じて市町村、保健所などに連絡し、連携して必要な措置を講じて二次感染を防ぐよう努めること。

4. 感染症や食中毒などの発生時の対応については、市町村や保健所との連携のもと、あらかじめ放課後等デイサービスとしての対応方針を定めておくとともに、保護者と共有しておくこと。

① 食中毒発生時の対応

食中毒の発生が疑われる際には、指導員などは速やかに運営主体の責任者に報告し、責任者は必要な指示を行うこと。また、運営主体の責任者は、市町村の担当部局に迅速に食中毒が疑われるものの人数、症状、対応状況などを報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置をとること。

※これらの食中毒が発生した際の対応については、市町村、保健所などと連携の上であらかじめ対応の方針や手順を定め、放課後等デイサービスと保護者との間で共有しておくこと。

② 食中毒が疑われる子どもについて

いつから、何を食べて、どのような症状なのかなど、状況を具体的に把握する。聴取内容は速やかに保護者に連絡し、医療機関への受診を勧める。症状に緊急性があると判断

された場合には、救急車を要請する。また、同時に他の子どもの様子も確認し、保護者への連絡など必要な措置をとること。

※嘔吐物や便などは食中毒発生時の汚物処理などに対処できる用具や消耗品を用いて迅速に処理の上、消毒を徹底することが必要。また、保健所の指示に従い、施設内の消毒、指導員や子どもの手洗いについて徹底することが必要。なお、消毒薬にはいくつか種類があるが、それぞれに異なる効果があるため適切な使用を求める。

(2) 事故やケガの防止と対応

1. 日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するために、室内および屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修などを行う。これには、戸外活動等行事の際の安全点検も同様に考えて対処していく。また、車を利用した送迎時の子どもの乗り降りについても、通常業務、戸外活動問わずに検証を行い、置き去り事案が起らないように対応すること。

- ① 室内および屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修などを行うこと。これには戸外活動など行事の際の安全点検も含まれる。施設の中で子どもが遭遇する危険として最も頻度が高いのは、日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガなので、施設設備などの些細な不具合が大きな事故やケガにつながる可能性もあるため、施設、設備、遊具、用具、屋外遊びの場所および遊具などについて日常的に安全を確保すること。また、送迎時の子どもの乗り降りについて、細心の注意を払いながら、置き去り事案が起らないように対応すること。

② 施設設備などについて

安全点検表を作成して点検項目や点検頻度、点検者を定め、定期的に点検します。点検の結果については記録しておき、不具合がある場合には必要な補修などを行います。なお、安全点検の対象には、近隣の公園に行く場合や戸外活動などの施設外で活動する場合の環境も含まれます。戸外活動などの場合は、行き帰りの経路や現地の状況を、天候や交通事情なども含めて事前に調べる。その際、車を利用した送迎時の子どもの乗り降りについても検証を行い、置き去り事案が起らないように対応すること。

2. 事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、マニュアルに沿った訓練又は研修を行い、指導員などの間で共有すること。

- ① マニュアルに沿った訓練又は研修を行い、指導員などの間で共有する。

事故やケガの防止のために日常においてどのような点に留意すべきか、また、事故や

ケガが起きそうになった場合、あるいは起きた場合にどのように対応して被害を少なくするかといったことについて、日常の行動にいかすための事故防止マニュアルを整備し、それを効果的に活用できるように訓練や研修を行う。

3. 指導員などは、子どもの年齢や発達の状況を理解して、子どもが自らの安全を守るための行動について学習し、習得できるように援助すること。

- ① 放課後等デイサービスにおける活動の中では、危険につながる可能性のあることに子ども自らが気づいて対処できること、直接の危険に遭遇した時に自分で被害を防ぐ、あるいは最小限にとどめること、子ども自身が危険を回避できるように療育していくことも求められますが、子どもが遭遇する危険は、子どもの発達段階、子どもが置かれている状況や行動の内容によっても異なる。子どもが自ら危険を回避できる力を育てていくためには、子どもの発達段階や場面あるいは状況に応じた適切な援助が求められる。

4. おやつ提供に際して、食物アレルギー事故、窒息事故などを防止するため、指導員などは応急対応について学んでおくこと。

- ① 食物アレルギー事故、窒息事故などを防止するため、運営本部は指導員などに対して、応急対応についての指導を行う。また、食物アレルギーのある子どもについては、書面および面談により、保護者と緊密に連携し、アレルギー症状を起こす食品や現れる症状、家庭での対応状況、幼稚園、保育所などでの対応の経緯や学校での対応状況、医師の指示など必要な事項を聞き取り放課後等デイサービスにおける対応方法を決めておく。対応方法と留意すべき事項については、子ども本人・保護者・全職員の間で共有する。
- ② 食物アレルギー事故、窒息事故など発生時には、保護者への連絡、運営主体の責任者への連絡などを行う。また、一連の対応について記録をとることや他の子どもへの対応も求められるので、それぞれの手順を早急かつ確実に進めるためには、日頃から緊急時を想定した訓練を行い、全職員が子どもの安全を守る当事者としての認識を強く持って事故の防止に取り組むこと。
- ③ 窒息事故の可能性にも留意し、食品を食べやすい大きさにして提供してよく噛んで食べることを指導すること。食べる際の姿勢やおやつの時間（前後を含む）の子ども様子には必ず目を届かせて、万が一食品がのどに詰まった様子が見られた場合には、救急車を要請する一方で、到着するまでの間は、救急隊員のアドバイスに従って対処をします。食物アレルギーの症状への対応と同様に、素早い判断と救急対応、応急処置を行う。

5. 事故やケガが発生した場合には、速やかに適切な処置を行うとともに、子どもの状況などについて速やかに保護者に連絡し、運営主体および市町村に報告すること。

① 事故やケガが発生した場合の対応

事故やケガが発生した場合には、応急手当などの初期対応の在り方が非常に重要となる。少しの対応の遅れが命に関わることもあり得るため、指導員は応急手当などの具体的な方法についてあらかじめ学んでおき、いざその場面に直面した際には迅速に対処できるようにしておくこと。

② 事故やケガが発生した場合

速やかに適切な処置を行うとともに、保護者に連絡し、事故原因などについては改めて具体的かつ丁寧に説明すること。また、保護者へ連絡する際には、家庭の状況や保護者の心情に配慮しながら誠意ある対応を心掛けること。なお万が一事故やケガが発生した場合の対応や連絡方法については、事前に保護者と共有しておくことが望まれる。

～状況の把握・応急対応～

- I. 被害やケガの状況を把握し、ケガの受傷部位、受傷程度、命の危険や大きさ損傷などの有無を判断する
- II. 必要に応じて応急措置（止血、冷やす、安静、AED、エピペンの使用、人工呼吸など）を行う。外部の医療機関（救急車・近隣の医院など）で対応する必要があるかについて迅速に判断する。
- III. 救急車の要請が必要な場合は、迅速に 119 番に通報する。窒息の場合などは、少しの対応の遅れが命に関わることもある。また付き添いが必要になる際の担当（順番）やその際に持参する情報などが用意されているか否かも救急時対応の速度に影響するので適切に対応すること。
- IV. 情報収集を行い、事故が起きた前後の状況と事故の内容を把握すること。

～被害の拡大と二次被害を防ぐ～

- I. 応急処置の対応と並行して、他の子どもの安全確保を行う。事故の場合は、他の子どもに被害がおよぶケースもあり、事故を目撃することで心理的なダメージを受けることもあるので、子どもを事故現場から遠ざけ、安全な場所に移すことで、子どもの気持ちを落ち着かせるなどの対応を行うこと。
- II. 必要と判断した時は消防署、警察署などへの通報も行うこと。

～被害にあった子どもの保護者への連絡～

- I. 緊急性があると判断した時は、事故の内容を確認した時点で保護者に連絡すること。
- II. 保護者に連絡する際には、事故の状況と負傷の様子について、簡潔・適切に報告すること。また、必要がある場合には医療機関などへ急行してもらうこと。
- III. 緊急性がないと判断した場合でも、保護者には可能な限り早く連絡する。
負傷の部位や程度によっては、指導員などが子どもを家庭まで送り届け、直接保護者に説明するなど丁寧な対応をすること。被害にあった子どもと保護者の心情を十分察して対応し、信頼関係を築くように誠意ある対応を心掛けること。

6. 放課後等デイサービスの運営主体は、指導員などおよび子どもに適切な安全教育を行うとともに、発生した事故事例や事故につながりそうな事案の情報を共有し、分析するなどして事故防止に努めること。

～運営主体の責任者・市町村への連絡および対策について

- ① 運営主体の責任者が放課後等デイサービスと離れたところにいる場合は、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておき、迅速に事故の経緯と応急対応の内容を伝え、その後の対応を話し合う。
- ② 事故発生時の市町村への連絡方法をあらかじめ定めておき、それに従って連絡する。
 - ・事故やケガが発生した場合の記録事故やケガが発生した場合は、その発生時刻や場所、その内容や対応の経過について正確な時刻の記述も含めて記録しておくこと。
 - ・放課後等デイサービスの運営主体は指導員や子どもに適切な安全教育を行うこと。
 - ・発生した事故事例や関連の情報を収集・分析して事故防止に努め、事故につながりそうであったヒヤリハット事例などの情報を他教室と共有し、予防対策をしていくこと。

7. 放課後等デイサービスの運営主体は、必ず損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。また、傷害保険などにも加入すること。

(3) 防災および防犯対策

1. 放課後等デイサービスの運営主体は、市町村との連携のもとに災害などの発生に備えて具体的な計画およびマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的（少なくとも年1回以上）訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者などの侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対

応を図ること。

2. 市町村や学校など関係機関と連携および協力を図り、防災や防犯に関する訓練を実施するなど、地域における子どもの安全確保や安全点検に関する情報の共有に努めること。

① 防災および防犯対策のための計画およびマニュアルを作成し、地震・津波・気象災害（台風、大雪、竜巻、雷など）・火災などの災害が発生した場合には適切に対応し、速やかに避難行動をとること。そのために、訓練時までには防災対策のための計画およびマニュアルの内容について全職員の間で共有すること。

② 避難計画を行った後は、実施状況などを記録し、改善策を検討すること。防災・防犯のためには定期的な避難訓練の実施と併せて施設、設備などや周辺環境についての点検、関係者・関係機関などとの情報共有、事前の備えを十分に行うこと。

3. 災害などが発生した場合には、子どもの安全確保を最優先にし、災害などの状況に応じた適切な対応をとること。

4. 災害などが発生した際の対応については、その対応の仕方を事前に定めておくとともに、緊急時の連絡体制を整備して保護者や学校と共有しておくこと。

<防災・防犯のための事前の備えとして>

●通常使用している書類などで非常時に持ち出しが必要であるもの

※利用予定表・緊急連絡先・救急箱・携帯電話・タブレット

●その他の事前の備えとして、防災非常持ち出し袋・備蓄物を準備し、内容物を定期的に確認すること

●地震などによって設備、遊具や備品などの落下・倒壊などが生じないか点検すること

●停電を想定した情報収集の手段を用意しておくこと

※電池式ラジオなど

●消火器を使いやすい場所に配置し、定期的に機能の点検と使い方の確認を行うこと

●防犯カメラを設置し、設置について入り口などに表示すること

●安全確保のために必要とされる箇所については施錠すること

●施設設備などや周辺環境に不審者などが不正侵入しやすい箇所がないか点検し改善すること

●不審者情報について随時確認し、保護者にも情報提供する

●警察や消防、学校など関係機関と不審者情報や災害対策に関する情報を共有すること

●対応方針について保護者にあらかじめ情報提供し説明すること

●放課後等デイサービス内に避難経路を掲示しておくこと

- 子どもに防災・防犯に対する意識を高める取り組みを行うこと
- 応急処置のための医薬品その他の医療品を配備する
- 非常警報装置を設置すること

(4) 登所および帰宅時の安全確保

1. 子どもの登所や帰宅の状況について、必要に応じて保護者や学校と連絡を取り合って安全を確保する。
 2. 保護者と協力して、地域組織や関係機関などと連携した、安全確保のための見守り活動などの取り組みを行う。
- ① 子どもが交通安全の習慣（道路の端を歩くこと、急に走り出さないこと、交通状況を確認することなど）を身に着けることが出来るよう、日常の生活における具体的な体験を通して交通ルール（信号に従った行動、横断歩道の使用など）に関心を持たせるなど年齢に応じた適切な指導を繰り返し行うこと。この際には、地域の関係機関と連携して子どもが交通安全について学ぶ機会を設けるなど指導の工夫を図るとともに、家庭においても交通安全の習慣を身に着けられるよう保護者との連携を図ること。

附 則

この規程は、令和5年9月1日から施行する。